

(ご参考：4/2) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)、[日本食フォトコンテストも実施中!](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 3/29 ワシントン州中小企業助成金 第 4 ラウンドの申請開始

最大で 2 万 5,000 ドルが支給される[ワシントン州の中小企業助成金の第 4 ラウンド \(Working Washington Small Business Grants: Round 4\)](#) の申請が 3 月 29 日より開始された。申請先となるポータルサイトが 3 月 29 日の朝からオープンしており、同サイトは 4 月 9 日午後 5 時に閉鎖されて申請が締め切られ、4 月中・下旬に審査が行われ、5 月に州商務局から結果が通知される予定。対象となる事業は以下のとおり。

・ワシントン州においてビジネス活動を実施する営利の事業及び個人。申請は 1 事業につき 1 か所に限る

- ・2020年1月以前から事業を行っており、2019年の確定申告をした
- ・売上の少なくとも51%がワシントン州におけるもの
- ・ワシントン州内にある実店舗において営業（事業主の自宅を除く）
- ・2019年の売上総額が2万5000ドル～500万ドル
- ・2019年から2020年の間にCOVID-19関連の公衆衛生及び安全対策により売上減少および/または追加予算がかかった。

申請の受付は英語のみだが、ポータルサイトは日本語でも閲覧可能。

(2) ワシントン州商務局 コロナ禍の影響を受ける中小企業に対し多言語による支援を強化

州商務局では、昨年4月以来、Small Business Resiliency Networkを立ち上げ、州内のスモールビジネス及び非営利財団向けに支援をしてきたが、今般、新たな財源を得たことで、31団体による40言語でのコミュニティへの支援が可能となった。支援内容は、翻訳の補助、情報提供や申請の支援、ビジネス再開や復旧の計画等で、無料で実施される。

こちらのウェブサイトから、郡やコミュニティ名を選択することで、検索が可能。

(3) 4/2 米国疾病対策センター（CDC） 米国内・国外旅行ガイダンスを更新

CDCは2日、米国内への旅行に関するガイダンス及び外国旅行に関するガイダンスをそれぞれ更新し、ワクチン接種後の旅行の取り扱いについて発表したところ、概要以下のとおり。

(米国内旅行の場合)

・FDA認可のワクチン接種を完了した人は、目的地で必要とされない限り、旅行の前後にコロナウイルス検査を受ける必要はなく、自己検疫も不要。

・ただし、引き続きマスクの着用、社会的距離の確保、人混みを避ける等、安全に旅行するためのCDCの推奨事項にしたがうことが必要。

(米国外への旅行の場合)

・FDA認可のワクチン接種を完了した人は、目的地で必要とされない限り、旅行前にコロナウイルス検査を受ける必要はない。

・一方、米国へ帰国・入国する場合は、ワクチン接種を完了した人であっても引き続き、旅行前3日以内の陰性証明書又は治癒を示す証明書の提示が必要。

・FDA認可のワクチン接種を完了した人は、米国への帰国・入国後の自己検疫は不要だが、旅行後3～5日以内に検査を受けることが必要。

当館注) CDCはワクチンを完全に接種するまで旅行を控えるよう推奨しているが、ワクチン接種前に旅行する場合に守るべき検査や検疫期間等について、詳細にウェブサイト以案内しているため、合わせて確認願います。また、本レター作成時点で、ワシントン州の旅行要件ページ

では発表・反映されておりません。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(4) 4/1 日本政府 大阪・兵庫・宮城に「まん延防止等重点措置」を適用

日本の新型コロナウイルス対策本部は現地時間1日、大阪・兵庫・宮城の1府2県に緊急事態宣言に準じる措置を取る「まん延防止等重点措置」を適用すると決めた。期間は4月5日から大型連休後の5月5日までの1カ月間とされている。

主な対応として、飲食店の営業時間を午後8時までに短縮するよう要請する。

「まん延防止等重点措置」は、都道府県全域を対象とする緊急事態宣言とは異なり、知事の判断で対象区域を絞ることができる。大阪府では大阪市、兵庫県では神戸、芦屋、西宮、尼崎の各市、宮城県では仙台市がそれぞれ指定される。

本件に関する、菅総理大臣の会見は[こちら](#)。

(4) 3/31 アマゾン社 秋までに従業員をオフィスに戻す計画を発表

アマゾン社は30日、従業員に対し、今年の秋までにオフィスに戻り、在宅勤務を終えることとし、オフィス勤務と在宅勤務とのハイブリッド方式は継続しないことを告知した。

なお、マイクロソフト社は先週、29日から本社での勤務を認める旨発表した。従業員には引き続き在宅勤務を選択することを認めている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(5) 4/1 T Mobile パークでパンデミック後初の野球観戦が再開

1日、MLB シアトル・マリナーズの2021年シーズンの開幕戦がT Mobile パーク・スタジアムで行われ、コロナ・パンデミック後初めて野球観戦が再開された。3月22日(月)から開始されたワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington Roadmap to Recovery](#)")のフェーズ3では、常設席のある屋外会場でのスポーツ観戦が定員の25%まで可となり、T Mobile パークのような大規模会場では、最大9000人まで可能となっている。

試合は、8回裏に5点のビハインドから逆転したマリナーズが、9回表に再びジャイアンツに追いつかれたが、10回裏にフォアボールによる押し出しで開幕戦を制した。本日2日には、マリナーズの菊池雄星投手が先発予定。

2. ワクチン関連情報

(1) 3/29 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況： 3月29日の時点で、州全体で3,325,998回以上のワクチンが投与されており、こ

これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された 3,820,300 回分のワクチンの 83.02%近くに相当する。なお、ワシントン州保健局による接種回数目標（平均 45,000 回/日）に対し、現在は過去 1 週間平均で 55,894 回/日と目標を達成している。

また、29 日時点で、ワシントン州民の 27.90%（約 210 万人）が 1 回目の接種を受け、16.90%（約 128 万人）が接種を完了している。

（2）3/31 州知事 16 歳以上の全ての人々への接種を 4 月 15 日からとする前倒しを発表

インズリー知事は 31 日、最近の州内の感染者数の増加を受けて、先日の発表では 5 月 1 日からとしていた、16 歳以上の全ての人々へのワクチン接種の開始について、4 月 15 日（木）からに前倒しすることを発表。知事は会見で、感染者数を確実に減少させるため、できる限りの努力をする必要があると述べた。

知事の発表を受けて、シアトル市のジェニー・ダーカン市長は、シアトル市ではワクチン需要が供給量を大きく上回っているもの、バイデン大統領が 4 月及び 5 月の供給量を大幅に増やすと発表していることに触れ、需要に合う供給を確保していくと述べている。

（3）3/31 州保健局 ワクチン接種対象者「フェーズ 1B Tier 3 & 4」に拡大

3 月 31 日より州内のワクチン接種の優先対象者が「フェーズ 1B Tier 3 & 4」に拡大。この措置により、新たに以下の者がワクチンの優先接種対象となっている。

- ・ 2 つ以上の併存疾患がある 16 歳以上の者
- ・ 60 歳以上の全ての者
- ・ 集合環境（矯正施設、障がい者のためのグループホーム、ホームレスの状態にある等）で生活している者
- ・ ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、レストランや飲食サービス、製造業、建設業に従事している者

フェーズ	開始日	対象者
フェーズ 1A Tier 1 & 2	12/14～	・ 医療現場でのリスクの高い医療従事者 ・ リスクの高いファーストレスポンドー ・ 介護施設の居住者 ・ その他医療現場でリスクに晒される全ての労働者
フェーズ 1B Tier 1	1/18～	・ 65 歳以上の全ての者 ・ 多世代世帯（年配者や孫など、2 世代以上の個人が居住する世帯）の 50 歳以上のすべての人

		<ul style="list-style-type: none"> ・キンダーガーデンから12年生までを教える教育者及びスタッフ、チャイルドケアプロバイダー
フェーズ 1B Tier 2	3/17～	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、閉鎖された空間で働く又は居住しており、かつ一定以上の時間で社会的距離の継続確保ができず多くの人と交流がある、農業・漁船業・食品加工業・食品小売業・刑務所・公共交通機関・消防・法執行機関等に従事する者 ・妊娠中または障害があり、感染によるリスクが高い16歳以上の者
フェーズ 1B Tier 3 & 4	3/31～	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の併存疾患がある16歳以上の者 ・60歳以上の全ての者 ・集合環境（矯正施設、障がい者のためのグループホーム、ホームレスの状態にある等）で生活している者 ・ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、レストランや飲食サービス、製造業、建設業に従事している者
—	<u>4/15～</u>	<u>16歳以上の全てのワシントン州民</u>

※州保健局の最新の[ワクチン接種フェーズ資料](#)や[ガイダンス](#)をご確認ください。

なお、州保健局は障害を持つ方で現フェーズの基準を満たすかが不明な場合は、ヘルスケアプロバイダーに相談することを[勧めている](#)。

(3) 3/29 州保健局 ワクチン接種資格を確認する「Phase Finder」、3月31日以降は不要に

州保健局は、自身がいつワクチン接種を受けられるかを調べることができる「Phase Finder (フェーズ・ファインダー)」について、3月31日以降は不要になると[発表](#)。接種対象の優先順位について変更はないが、ワクチンのプロバイダーが予約を受け付ける際や窓口接種希望者が来所した際に、フェーズ・ファインダーの結果について確認をする必要がなくなった。

(4) 3/29 米大統領 90パーセントの成人が4月19日までにワクチン接種が可能と発表

バイデン大統領は、4月19日までに全成人のうち90パーセントがワクチン接種可能となり、5マイル以内に接種場所を見つけられるようになると[発表](#)した。なお、残りの10パーセントについては5月1日までに行き届くようになると表明している。

(5) 3/29 州保健局 ワクチン接種完了後に陽性となったケースについて調査を実施

州保健局は、ワクチン接種が完了してから2週間以上経ったあとに新型コロナウイルス検査で陽性となったケースについて調査を実施していることを発表。2021年2月以降、州内で102のケースが報告されており、これはワクチンを受けた人の0.01%にあたる。なお、「ワクチン・ブレイクスルー」と呼ばれるこの現象は、どのワクチンにおいても起こるとされている。

(6) 3/27 州保健局 大規模ワクチン接種場で150,000回以上の投与を達成

州保健局は、3月27日時点で州内の4つの大規模ワクチン接種場（スポケーン、リッジフィールド、ウェナチー、ケニウィック）で合計153,480回の投与がされたと発表。

(7) 3/31 シアトル市 ノースシアトル大学に4番目の固定ワクチン接種サイトを開設

シアトル市は31日、シアトル訪問看護師協会（SVNA）と提携し、同市では4番目となる固定ワクチン接種場をノースシアトル大学に開設すると発表。ルーメンフィールド・イベントセンター、レーニエビーチ、ウェストシアトルに次ぐ4番目として開設される新接種会場では、当初は1,170回/週のワクチンを提供し、供給の増加後には最大6,400回/週の接種を実施する予定。今週、シアトル市は固定サイトと移動診療所とを合わせて、約18,700回のワクチン接種を実施することとしている。

また、29日には、キング郡全体で感染者数が大幅に増加したため、30日以降はワクチン接種のみに切り替えるとしていたレーニエビーチとウェストシアトルの2会場について、引き続きコロナ検査を実施することを発表した。

(8) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19用のワクチン接種について

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含むCOVID-19の情報を日本語で提供していますのでご覧ください（最終更新日：3月17日）。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

3 (更新、注意喚起) 日本の水際対策

このニュースレターでも以前からお伝えしている、3月19日以降に適用されている「検査証明書」について、厚生労働省のHPで認められているもの以外の検体採取方法により検査された証明書が有効ではないとされる事案が多く発生しております。

- 検体採取方法は、「鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal Swab)」又は「唾液 (Saliva)」の2つ

のいずれかに限り有効とされております。

○ 当館で把握している限り、キング郡の無料検査場では鼻腔による検体採取（「Nasal Swab」や「Oral Swab」「Pharyngeal swab」等）が多く日本の基準に適合しないため、日本に渡航するための陰性結果証明書の取得としては推奨できません。

○ 検査予約をされる前に、検査結果表に以下（１）～（３）が表示されるかどうかを、検査機関に対して必ずご自身でご確認ください。また、PCP（Primary Care Provider／かかりつけ医）を通じて、日本側の検査項目、陰性結果証明内容に合う形での検査受診が可能かご相談ください。

（１）検体採取方法（Sample）（以下のいずれかに限り有効）

- ・鼻咽頭ぬぐい液（Nasopharyngeal Swab）
- ・唾液（Saliva）

注）Nasopharyngeal Swabに似たものとして、「Nasal Swab」、「Oral Swab」、「Pharyngeal Swab」等がありますが、これらは有効ではありません。

（２）検査方法（Testing Method for COVID-19）（以下のいずれかに限り有効）

- ・Nucleic acid amplification test（real time RT-PCR法）
- ・Nucleic acid amplification test（LAMP法）
- ・Nucleic acid amplification test（TMA法）
- ・Nucleic acid amplification test（TRC法）
- ・Nucleic acid amplification test（Smart Amp法）
- ・Nucleic acid amplification test（NEAR法）
- ・Next generation sequence（次世代シーケンス法）
- ・Quantitative Antigen Test（CLEIA，抗原定量検査）（注：Qualitative Antigen Test（抗原定性検査）は不可）

（３）検査証明書のヘッダーなどに研究機関ないし医療機関などの検査を実施した機関のロゴ等を印字

○ 当館が現時点で把握している、有効な検体採取方法により検査を実施している検査会場はこちらのページに掲載しております。今後も判明次第，対象の検査会場を追記いたします。

（厚生労働省関連リンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(改定後の検査証明のフォーマット)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

(詳細は下記リンクをご参照ください)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mizugiwa_03112021.html

4. その他参考情報 (ジェトロビジネス短信)

『バイデン米大統領、新型コロナワクチン接種加速策を発表』 4/1

ジョー・バイデン米大統領は3月29日に行った[演説](#)で、就任100日目までに全米での新型コロナウイルスワクチン接種2億回の目標達成に向け、[新たな対策を発表](#)した。連邦政府のプログラムの下でワクチン投与を行う薬局を現在の約1万7,000カ所から4月19日までに4万カ所に増やすなどして、国民の9割が接種施設から5マイル(約8キロ)圏内になるようインフラを整備するとした。また、バイデン大統領は、4月19日までに18歳以上の成人の9割がワクチン接種対象者になると発表した。大統領は各州政府と自治体に対し、5月1日までに成人全員を接種対象者にするよう指示していたが、多くの州が予定より早く接種対象を拡大していると説明した。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/55ecd80d19b5ca82.html>

『米ホワイトハウス、気候変動サミットに中国やロシア含む首脳40人招待』 3/31

米国ホワイトハウスは3月26日、ジョー・バイデン大統領主催で4月22、23日に開催される気候変動サミットに、中国やロシアを含む世界各国・地域の首脳40人を招待したと発表。会議はオンライン形式で一般公開する予定。

発表の中で、今回のサミットの主なテーマは以下のとおりとしており、さらなる詳細は今後数週間以内に発表される見通しだ。

- ・(産業革命以前と比べて) 気温上昇を摂氏1.5度に抑えるための主要国の取り組み促進
- ・カーボンネットゼロへの移行推進と、脆弱(ぜいじゃく)国の気候変動対応を支援する公的・民間資金の動員
- ・雇用創出に重点を置いた気候変動対策における経済的利益の重要性の認識確認
- ・気候変動に適応するための革新技术開発の促進と未来の産業の構築
- ・各国政府と緊密に協力して気候変動対策に取り組む非政府組織の紹介
- ・気候変動がもたらす世界的な安全保障上の課題、また、2050年までにカーボンネットゼロを達成する上での各国の役割と解決方法についての議論

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/20bbf85b7ab4cb9f.html>

『バイデン米大統領、給与保護プログラム延長法案に署名、6月末まで申請受け付け』 3/31
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/255ca284faa6ab64.html>

『米ホワイトハウス、2030年までに30GWの洋上風力発電量を目指す』 3/31
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/9838cbff3f85998b.html>

5. ウェビナー情報

○ (録画) ヒューストン日本商工会 ワクチン関連ウェビナー

3月28日(日)に、ヒューストン日本商工会により、ヒューストンの日本人医師がワクチンに関する疑問、不安に答えるオンライン勉強会が開催されました。以下にウェビナーのアーカイブ動画及び資料が掲載されておりますので、ご活用ください。

資料及び概要: <https://www.jbahouston.org/covid19part3>

動画(約80分): https://www.youtube.com/watch?v=N_kmLXQt_L4

○ (録画) 3/29 「レストラン向け連邦政府補助金 (Restaurant Revitalization Fund) の概要及び申請に向けて」(在ロサンゼルス総領事館、JETRO ロサンゼルス事務所主催)

3月29日に、在ロサンゼルス総領事館及びJETRO ロサンゼルス事務所の主催により、先日発表されたレストラン向け連邦政府補助金 (Restaurant Revitalization Fund) の概要及び申請に向けたポイント等を解説するウェビナーが開催されました。以下にウェビナーのアーカイブ動画及び資料が掲載されておりますので、ご活用ください。

資料: <https://www5.jetro.go.jp/newsletter/losangeles/2020/03292021RRFwebinar.pdf>

動画(約30分): https://www.youtube.com/watch?v=iwyLrBc_3kI

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle
701 Pike Street, Suite 1000
Seattle, WA 98101
206-682-9107